

総 財 務 第 1 5 号

平成 2 7 年 1 月 2 3 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総 務 省 自 治 財 政 局 長
(公 印 省 略)

統一的な基準による地方公会計マニュアルについて

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」(平成 26 年 5 月 23 日付総務大臣通知総財務第 102 号) のとおり、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されたところですが、この度、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」において、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成 27 年 1 月 23 日公表) が取りまとめられました。

については、下記の内容に留意しつつ、各地方公共団体において、統一的な基準による地方公会計の整備に取り組まれるようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項(技術的な助言) に基づくものです。

記

1. 財務書類作成要領

統一的な基準による財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等) の作成手順等を示したものであり、この中の仕訳変換表により、システムの整備と併せることで、複式仕訳の相当部分の自動処理化が可能となる。

2. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

統一的な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等を示したものであり、同台帳の整備により、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントが可能となる。

3. 連結財務書類作成の手引き

連結の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等を示したものであり、連結財務書類の作成によって、情報開示だけでなく、連結ベースでの資産老朽化比率等の把握による公共施設等のマネジメントも可能となる。

4. 財務書類等活用の手引き

財務書類等のわかりやすい情報開示だけでなく、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用方法を示したものであり、地方公共団体の限られた財源を「賢く使うこと」につながる。